

# 水道の新設、 改造工事の お申し込み

## ●お申し込み方法

新設、増設、改造、撤去、修理などは、かならず上下水道局が指定した給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)に依頼してください。水道工事にあたってのいろいろな手続きを、みなさまに代わっておこなってくれます。

## ●無届け工事にご注意ください

指定工事事業者でないとこへたのむと、無資格または無届け工事となり、市の水道事業給水条例によって水を止められたり、過料を科せられますのでご注意ください。

## ●工事の費用

みなさまのご負担になります。金額は使用される材料、水道管の口径などによってちがいます。くわしくは指定工事事業者へおたずねください。

# 受水そうの維持管理

## ●受水そうとは

団地、アパート、中高層ビルなどで水道管を通して送られてきた水をいったん貯めておくところです。

## ●いつもきれいにしておきましょう

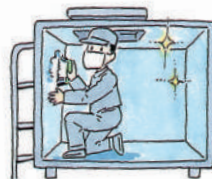
受水そうや高置水そうは、大切な飲み水を貯めておくところです。所有者やお使いになっているみなさまはよごれた水にならないように管理を十分にしてください。

受水そうは「水道法」で清掃や水質検査など、管理の徹底を義務づけています。受水そうの容量によって管理区分は異なっていますので、現在、団地、アパート、中高層ビルなどにお住まいの方で、詳細についてお知りになりたい場合は、管理人が管理会社にお問い合わせください。大切な飲み水です。常に管理、清掃に努めましょう。

## ●受水そうの管理

つぎのことに気をつけて、管理を十分にしてください。

- ①受水そうや高置水そうのそうじを1年に1回定期的におこない、いつもきれいにしておきましょう。
- ②受水そう、高置水そうの状態やマンホールの旋錠などの点検をおこなって、不備なところはすみやかに改善しましょう。
- ③水の色や味、においなどに注意して、異常があれば保健所等の専門機関で水質検査をしましょう。
- ④管理状況について、1年に1回指定検査機関で定期的に検査を受けましょう。



- ②受水そう、高置水そうの状態やマンホールの旋錠などの点検をおこなって、不備なところはすみやかに改善しましょう。

